

狩猟期間が始まります

1. 狩猟期間

- ・ J Aしまね隠岐どうぜん地区本部が管理する牧野内
 12月11日から2月15日まで
- ・ 上記以外の狩猟可能場所
 11月15日から2月15日まで

2. 法による銃猟禁止区域等事項

- 銃猟が禁止されている場所
 - ・ 鳥獣保護区（焼火山南側）
 - ・ 公道（私道でない道路全般・赤道も含む）
 - ・ 公園法の特別保護地区
 - ・ 社寺境内
 - ・ 墓地 など
- 銃猟が禁止されている場所等（銃猟禁止場所に下記を追加）
 - ・ 市街地又は、人家、人の集まる場所
 - ・ 人畜・建物・自動車・船舶等に弾丸が到達するおそれのある方向での発砲
- 銃猟の時間規制
 - ・ 日没後から日の出前までの銃猟は禁止（日没後から日の出前までの時刻は、実際に日光の明暗ではなく、歴による日没・日の出の時刻とされている）

3. 土地所有者の承諾

- ・ 垣・柵等で囲まれた土地、作物のある土地で狩猟をする場合は、土地所有者（占有者）の承諾を得ることが必要です。

4. ハンターの皆様へ（要注意）

冬季は、山林や畑で仕事をしている方がたくさんいますので、ハンターの皆様におかれましては、くれぐれも事故のないよう安全確認を徹底して頂くようお願いいたします。また、法令やマナーの遵守も重ねてお願いいたします。

5. 住民の皆様へ

ハイキングや畑仕事等で入山される場合には目立つ色の服を着用し、携帯ラジオをかけるなど、自分の存在をハンターにアピールしてください。

狩猟している場所へ遊びで近づかないよう、よろしくお願いいたします。

6. お問い合わせ

西ノ島町役場産業振興課 農林係

担 当 : 須田 ころろ

T E L : (08514) 6-1220

F A X : (08514) 6-0683